

広島県告示第二百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成二十年四月四日までの間、縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道江田島大柿線	江田島市江田島町鷺部三丁目一〇四二番八地先から江田島市江田島町鷺部三丁目一三二番三地先まで	平成二〇年三月二二日